

審 第 2 9 3 5 号  
答 申 第 5 5 6 号  
令 和 3 年 3 月 3 0 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年4月24日付け行革第35号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第1093号

平成31年3月15日付けで審査請求人から提起された、平成31年1月7日付け行革  
第249号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月7日付け行革第249号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載の各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載の各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年11月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成31年度千葉県包括外部監査人の選定について、実施機関が取得した各候補者の提案書（付属資料を含む。）、実施機関が作成した各候補者によるプレゼンテーションの評価ないし点数、各候補者に対する採点の内容、実施機関の採点基準、質疑応答の内容等が明らかとなる書面。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、同月2日付け平成31年度包括外部監査人の選定について（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成31年3月15日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

「千葉県知事が、審査請求人に対して行い、平成31年1月7日付行革第249号により通知した行政文書部分開示決定処分を取り消す。」との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 千葉県情報公開条例8条3号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の解釈について名古屋地判平成13年12月13日判例タ1083号310頁は以下のように述べている。

「情報公開法が、開示請求に係る行政文書に、法人情報であって「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（5条2号イ）が記録されている場合はこれを非開示とすることができる旨を規定した趣旨は、法人等が社会構成員としての自由な事業活動が認められていることにかんがみ、その事業活動上の正当な利益を十分尊重、保護し、行政文書が開示されることによって法人等に不利益を与えることを防止しようとしたものであるが、一方で、情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的とし（1条）、行政文書の開示を原則としている（5条）ことに照らすと、上記の非開示事由としての情報は、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである（最高裁判所平成13年11月27日第三小法廷判決・平成9年（行ツ）第241号事件）。」

当該裁判例は、情報公開法の解釈に関するものであるが、処分庁の情報公開条例は、上記情報公開法と同様の規定ぶりとなっており、したがって、情報公開条例においても、同様の解釈が妥当する。

(2) 違法理由について

本件決定における以下の不開示部分については、条例第8条3号に該当しないにもかかわらず不開示とされており、違法である。

ア 「審査結果表」のうち「各候補者の審査基準に対する各委員の採点」の記載部分について

当該部分では、各委員の採点が記載されていると考えられるが、候補者の点数の良し悪しがわかったとしても、このことにより候補者の営業上の秘密や個人情報等が明らかにされるわけではない。

ある候補者が悪い点数だったとしても、それは委員からの評価が低かったことを示すだけであり、候補者の権利や地位、利益に対する具体的な影響はない。それにより当該候補者の営業上の評判や評価が下がるということも全く想定できない。あるいは、低い評価を受けた候補者が感情を害するということが想定しうるが、そのような主観的な利益が保護に値する正当な利益とは言えないし、そのようなおそれが客観的に認められるとも思えない。

よって、当該情報を開示することにより、候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが、客観的に認められるとは言うことができず、当該情報を不開示とした決定は違法である。

イ 「審査表」のうち「各候補者の審査基準に対する各委員のコメント、採点、メモ」の記載部分について

同様に、各委員のコメント、採点、メモについても、ある候補者に対する委員の評価が高いのか、低いのかは明らかになるだけであり、候補者の権利や地位、利益に対する具体的な影響はない。それにより当該候補者の営業上の評判や評価が下がるということも想定できない。仮に具体的な候補者の営業上の秘密等が明らかにされているのであれば、当該部分のみ不開示とすればよいだけであり、コメント、採点、メモ、いずれについても、不開示とする理由はない。

よって、当該情報を開示することにより、各候補者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが、客観的に認められるとは言うことができず、当該情報を不開示とした決定は違法である。

ウ 包括外部監査について

そもそも包括外部監査制度は、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることも目的とした制度であり、したがって、当該制度を担う包括外部監査人を選定する手続きに関する情報についても、可能な限り公開の上、その妥当性について検討されるべきものである。学校等での成績を公開するような場合とは

異なり、選定手続きにおける過程は市民の目からチェックされる必要があるし、また、これから公的な立場に就こうとしている候補者個人のプライバシー等についても相対的に要保護性は弱いと考えられる。

包括外部監査制度の趣旨からしても、漠然とした、およそ客観的でもないリスクを想定してなされた上記のような不開示が違法であることは明らかである。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 対象文書の特定及び内容

###### (1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

###### (2) 対象行政文書の内容について

本件対象文書は、平成31年度の包括外部監査人（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定による契約の相手方をいう。以下同じ。）を選定するに当たっての一連の手續について記録した行政文書であり、本件対象文書を構成する個々の書面の表題及び内容は次のとおりである。

###### ア 平成31年度包括外部監査人の選定について（起案）

千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号）第24条第2項の規定により出力した起案用紙であり、関係職員の回議及び決裁権者の決裁を経て、包括外部監査人の選定について意思決定を行ったことを明らかとする書面である。

###### イ 平成31年度包括外部監査人候補者

包括外部監査人の候補者として関係団体から推薦のあった者（2名）について、所属・氏名・現職・生年月日・年齢・現住所・資格登録・職歴及びその他の事項を一覧にしてまとめた書面である。

###### ウ 審査結果表

平成30年10月23日に開催された外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）における委員の採点結果について、各候補者の総合点及び順位並びに審査基準ごとの点数及び採点計を一覧にしてまとめた書面である。

###### エ 審査表

選定委員会において委員が採点を行うために作成した書面であり、候補者1名につき各委員が1枚ずつ審査表を作成している。

オ 平成31年度千葉県包括外部監査人選任における提案書

千葉県弁護士会の推薦を受けて包括外部監査人の候補者となった者が作成した提案書である。

カ 包括外部監査提案書

公認会計士協会千葉会の推薦を受けて包括外部監査人の候補者となった者が作成した提案書である。

キ 候補者 質疑応答

選定委員会において委員が候補者に対して質問した内容及び質問に対する候補者の回答について、候補者ごとに一覧にしてまとめた書面である。

ク 外部監査人選定委員会 次第

選定委員会の次第書であり、選定委員会の開催に当たって各委員に配布された書面である。

ケ 外部監査人選定委員会設置要綱

選定委員会の設置及び運営について必要な事項を定めた要綱であり、直近では平成26年10月30日に改正施行されたものである。

コ 包括外部監査人選定要領

平成31年度からの包括外部監査人を選定するに当たり必要な事項を定めた要領であり、平成30年9月18日に施行されたものである。

サ 地方自治法（第二百五十二条の三十六）

包括外部監査人との契約の根拠となる条文について、決裁に当たっての参考資料として添付したものである。

## 2 処分の理由

### (1) 不開示部分について

本件対象文書を構成する個々の書面のうち、不開示とした情報及びその根拠条文は次のとおりである。

ア 平成31年度包括外部監査人候補者について

当該文書のうち、候補者の氏名、現職、生年月日、年齢、現住所、資格登録、職歴及びその他の記載内容（地方公共団体の行政委員等への就任履歴等）については、条例第8条第2号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

なお、平成31年度包括外部監査人として選定された者の氏名、現職、現住所、

資格登録、職歴（平成29年7月以降のもの）及びその他の記載内容（平成27年から平成29年のもの）については、同号イの規定により開示とした。

イ 審査結果表について

当該文書のうち、氏名及び各候補者の審査基準に対する各委員の採点については、同条第3号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

なお、平成31年度包括外部監査人として選定された者の氏名については、上記アにおける判断を踏まえ、開示とした。

ウ 審査表について

当該文書のうち、監査の経験・実績については同条第2号に該当するものとして、氏名、各候補者の審査基準に対する各委員のコメント、採点及びメモについては同条第3号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

なお、平成31年度包括外部監査人として選定された者に係る監査の経験・実績及び氏名については、同条第2号イの規定により開示とした。

エ 平成31年度千葉県包括外部監査人選任における提案書について

当該文書のうち、氏名、印影、監査計画（実施時期のうち日数部分）、監査に要する概算費用（合計額並びに人件費及び経費に係る内訳ごとの日数、人員、単価（円）及び合計（円））及び監査の経験・実績（公共団体、公共法人に係る監査等の実績及び行政委員会の委員への就任状況等）については、同号又は同条第3号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

また、当該文書に添付されていた文書における不開示部分は、次のとおりである。

(ア) 身分証明書について

証明書番号、弁護士氏名、登録番号、事務所及び住所については、同条第2号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(イ) 宣誓書について

氏名及び印影については、同条第2号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(ウ) 履歴書について

氏名、生年月日、住所、事務所の名称及び住所、資格（登録年月日及び登録番号）、職歴、公共団体・公共法人に係る監査等の実績並びに公共団体の出資して

いる法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(エ) 補助者一覧について

資格、氏名、事務所名、住所、電話、ファックス、経歴等及び登録番号については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(オ) 補助者の履歴等について

氏名、生年月日、住所、事務所の名称及び住所、資格、職歴、公共団体・公共法人に係る監査等の実績並びに公共団体の出資している法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

オ 包括外部監査提案書について

当該文書のうち、Tel、E-mail、経歴、補助者氏名及び経歴、主な補助者（氏名、資格及び所属）、監査に要する日数（包括外部監査人、補助者公認会計士及び試験合格者等の日数、合計日数）、監査に要する費用の概算（総額、包括外部監査人、補助者公認会計士及び試験合格者等に係る日額、日数及び小計額、諸経費の額並びに日数及び金額の合計）並びに外部監査人補助者（氏名、監査の経験・実績）については、同号又は同条第3号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

また、当該文書に添付されていた文書における不開示部分は次のとおりである。

(ア) 登録証明書について

生年月日については、同条第2号に該当するものとして、当該部分を不開示とした。

(イ) 履歴書について

生年月日、電話、証明写真、最終学歴、主な職歴、主な業務経歴、包括外部監査実績詳細及び外部監査制度に関する研究等の実績については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

カ 候補者、質疑応答について

当該文書のうち、候補者の氏名及び経歴については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

なお、平成31年度包括外部監査人として選定された者の氏名については、同号イの規定により開示とした。

キ 外部監査人選定委員会 次第について

当該文書のうち、候補者の氏名については、同号に該当するものとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

ク その余の文書について

上記アからキまで以外の文書については開示とした。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書に記載されている候補者及び補助者の氏名については、下記(3)において開示とした情報及び下記(4)により不開示とした情報を除き、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号に該当するものであるため、不開示とした。

また、本件対象文書に記載されている候補者の生年月日、年齢、証明写真、住所、Tel(電話)、E-mail、現職、資格登録(登録年月日、登録番号)、印影、証明書番号、事務所(所属法人)の名称、事務所(所属法人)の住所、最終学歴、職歴・業務経歴、監査の経験・実績(公共団体・公益法人等に係る監査等の実績、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況を含む。)及び外部監査制度に関する研究等の実績並びに補助者の生年月日、住所、電話、ファックス、資格、登録番号、事務所(所属法人)の名称、事務所(所属法人)の住所、経歴等、職歴及び監査の経験・実績(公共団体・公益法人等に係る監査等の実績、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況を含む。)については、下記(3)において開示とした情報を除き、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号に該当するものであるため、不開示とした。

(3) 条例第8条第2号イ該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち、平成31年度包括外部監査人として選定された者の氏名、現職、現住所、資格登録、職歴(平成29年7月以降のもの)、その他の記載内容(平成27年から平成29年までのもの)及び監査の経験・実績については、いずれも特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合

することにより特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するが、包括外部監査人との契約に当たっては、法第252条の36第1項の規定により議決を経ることとされているため、氏名、現住所及び資格登録については、平成31年2月定例千葉県議会における議案第82号「包括外部監査契約の締結について」として千葉県議会に上程されており、このことは、法令等の規定により公にすることが予定されている情報に該当するものであるから、条例第8条第2号イに該当するものとして開示としたところである。

また、現職については、現住所及び資格登録を照合することにより特定できる情報であり、職歴（平成29年7月以降のもの）、その他の記載内容（平成27年から平成29年までのもの）及び監査の経験・実績については、氏名及び資格登録を照合することにより特定できる情報であることから、いずれも個人の権利利益を害するおそれのない情報であるものと判断したため、開示としたところである。

#### (4) 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書を構成する個々の書面のうち、審査結果表及び審査表に記載された各候補者の審査基準に対する各委員の採点、コメント及びメモについては、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、これらを開示することで各委員からの具体的な評価が明らかとなるため、公にすることにより事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。また、審査結果表及び審査表に記載された氏名については、開示した合計点数と照合することで事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、上記(3)において開示とした情報を除き、不開示とした。

また、本件対象文書に記載されている監査に要する概算の費用（総額、補助者の職種ごとの人件費、業務に要する日数、それらを掛け合わせた額等）は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これらを開示することで費用の見込みが明らかとなるため、公にすることにより事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

### 3 弁明の内容

#### (1) 審査結果表に係る主張について

審査請求人は、「審査結果表」のうち「各候補者の審査基準に対する各委員の採点」の記載部分については、これを開示しても候補者の営業上の秘密や個人情報

等が明らかにされるわけではなく、ある候補者の点数が悪かったとしても、それは委員からの評価が低かったことを示すだけであり、候補者の権利や地位、利益に対する具体的な影響はなく、当該候補者の営業上の評判や評価が下がることも全く想定できない旨主張する。

また、当該情報の開示により低い評価を受けた候補者が感情を害するということが想定しうるが、そのような主観的な利益が保護に値する正当な利益とは言えないし、そのようなおそれが客観的に認められるとも思えない旨主張する。

しかしながら、各候補者の審査基準の中には、「包括外部監査人に対する守秘義務や善管注意義務等の制限及び義務を履行するための取組が適切に行われるか」、「候補者及びその補助者のこれまでの監査に関連した経験・実績は、本件の包括外部監査への活用が期待できるか」などといったものが含まれており、こうした項目についての採点状況が明らかになれば、包括外部監査契約の内容のみならず、候補者自身の業務遂行体制や過去の経験・実績などに係る委員からの評価が明らかとなるものである。

したがって、各候補者の審査基準に対する各委員の採点が開示されることにより、候補者の地位や信用等の利益を害するおそれが客観的に認められるとすることができる（東京高裁判所平成〇〇年〇〇月〇〇日判決「〇〇〇〇事件」平成〇〇年（〇〇）第〇〇号）ため、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は候補者が感情を害するということを想定し、そのような主観的な利益は保護に値しない旨主張しているが、本件決定は前述のとおり客観的な利益の保護を目的として行われたものであることから、審査請求人の主張は失当である。

## （２）審査表に係る主張について

審査請求人は、「審査表」のうち「各候補者の審査基準に対する各委員のコメント、採点、メモ」の記載部分については、これを開示しても、ある候補者に対する委員の評価が明らかになるだけであり、候補者の権利や地位、利益に対する具体的な影響はなく、それにより当該候補者の営業上の評判や評価が下がることも想定できない旨主張する。

また、当該情報の開示により具体的な候補者の営業上の秘密等が明らかになるのであれば、当該部分のみを不開示とすればよいのであり、コメント、採点及び

メモのいずれについても不開示とすることには理由がない旨主張する。

しかしながら、上記（１）で述べたとおり、各候補者の審査基準に対する各委員の採点が開示されることにより、候補者の地位や信用等の利益を害するおそれが客観的に認められるほか、コメント及びメモは委員による各候補者の審査基準に対する評価につながるものであるから、採点と同様に、これらを開示することにより候補者の地位や信用等の利益を害するおそれが客観的に認められるため、コメント、採点及びメモを開示しても候補者の営業上の評判や評価が下がることは想定できないとする審査請求人の主張には理由がなく、また、一部のみを不開示としてその余の部分を開示すべきであるとする審査請求人の主張についても、同様に理由がない。

### （３）包括外部監査に係る主張について

審査請求人は、そもそも包括外部監査制度は、地方公共団体に対する住民の信頼を高めることをも目的とした制度であり、したがって、当該制度を担う包括外部監査人を選定する手続に関する情報についても、可能な限り公開の上、その妥当性について検討されるべきものであるから、学校等での成績を公開するような場合とは異なり、選定手続における過程は市民の目からチェックされる必要があるし、これから公的な立場に就こうとしている候補者個人のプライバシー等についても相対的に要保護性は弱いと考えられるため、漠然とした、およそ客観的でもないリスクを想定してなされた本件決定は違法である旨主張する。

審査請求人の主張のうち、包括外部監査制度の目的については、妥当なものと思料されるが、選定手続を可能な限り公開すべきであると主張する点については、条例に基づく情報公開制度によれば足りるものであるため、審査請求人の主張には理由がない。

また、候補者のプライバシーに係る要保護性が相対的に弱いと主張する点については、候補者は法第２５２条の３６第１項の規定により地方公共団体と契約を締結しようとしている者であり、契約の締結により法第２５２条の３１第３項の規定により守秘義務が課されるほか、同条第５項の規定により外部監査人は監査の事務に係る罰則の適用については公務員とみなすとされているなど、その契約の態様に特殊な側面があることは否めないものの、その地位は地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する一般職又は特別職の地方公務員には

当たらないものであり、通常は他に本業を営んでいることなども踏まえると、地方公務員のようにプライバシーに係る要保護性が相対的に弱いとまで言うことはできないものである。

更に、法においても審査請求人の主張を補強するような規定は存在しない上、候補者においても、自身の情報は条例に基づき適切な開示又は不開示の決定がなされることを期待していると考えるのが当然であり、プライバシーの要保護性が低下することを受忍しているものとは認められないことから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は漠然としたおよそ客観的でもないリスクを想定して本件決定が行われている旨主張しているが、本件決定は上記（１）のとおり客観的な利益の保護を目的として行われたものであることから、審査請求人の主張は失当である。

#### （４）審査請求人のその余の主張について

その余の審査請求人の主張については、本件審査請求に係る結論を左右することがないため、これを争わない。

### 第５ 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

#### １ 本件対象文書

本件対象文書は、実施機関が平成３１年度の包括外部監査契約について包括外部監査人を選定するための決裁文書であり、別表における本件対象文書の内訳の欄に記載の各行政文書で構成されている。

#### ２ 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

#### （１）選定されなかった候補者の情報について

本件対象文書には、別表のとおり、選定されなかった候補者の氏名、現職、生年月

日、年齢、現住所、資格登録、職歴、その他、監査の経験及び実績、印影、証明書番号、登録番号、事務所の郵便番号、所在地及び名称、振り仮名、事務所（所属法人）の名称、資格の登録年月日及び登録番号、公共団体、公益法人等に係る監査等の実績並びに公共団体の出資している法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況が記載されている。

これらの情報は、選定されなかった当該事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、千葉県を含む外部監査人に選定されなかった当該候補者が明らかになるものである。

また、当該監査人は、包括外部監査人選定要領（平成30年9月18日施行）第3条の規定による審査基準により選定され、当該基準においては、「包括外部監査」の項目には、監査計画に密接に関わる事項である「包括外部監査制度が導入された趣旨（包括外部監査人に期待される役割）を理解し、独立性と専門性を生かそうとしているか。」があるほか、「包括外部監査を実施するに当たり留意すべき事項」の項目には、「外部監査人に対する守秘義務や善管注意義務等の制限及び義務を履行するための取組みが適切に行なわれるか。」、「監査の経験・実績」の項目には、「候補者及びその補助者のこれまでの監査に関連した経験・実績は、本件の包括外部監査への活用が期待できるか。」といったものが含まれている。

そのため、これらの情報が明らかになれば、当該候補者について、監査計画のみならず、監査制度についての理解や専門的知識の有無、信頼性や実績といった個人の評価に及ぶものについて、どのような評価がなされたのかが明らかになることとなる。そうすると、当該候補者のこれらの情報が開示されることにより、当該候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は全体として条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

## (2) 選定された候補者の情報について

### ア 下記イ以外の情報について

本件対象文書には、別表のとおり、選定された候補者の生年月日、年齢、職歴、その他、監査の経験及び実績、写真、最終学歴、主な職歴、主な業務経歴、主な業務履歴並びに包括外部監査実績詳細が記載されている。

当該候補者の氏名は本件決定で開示しているところ、これらの情報は、当該候

補者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、通常他人に知られたくないものであることから、なお当該候補者の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 電話番号及びメールアドレスについて

本件対象文書には、別表のとおり、選定された候補者の電話番号及びメールアドレスが記載されている。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、これらの情報は、当該候補者が業務上の関係者にのみ示しているものであって、一般に公表していないものであるとのことであった。

そうすると、これらの情報は、開示することにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあると認められることから、当該候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 候補者に係る補助者の情報について

本件対象文書には、別表のとおり、選定されなかった候補者及び選定された候補者に係る補助者の氏名、資格、事務所名、住所、電話、ファックス、経歴等、登録番号、振り仮名、生年月日、事務所（所属法人）の名称、事務所（所属法人）の住所、資格の名称、登録年月日及び登録番号、職歴、公共団体、公益法人等に係る監査等の実績並びに公共団体の出資している法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況、監査の経験及び実績並びに居住地が記載されている。

包括外部監査においてどのような補助者を予定するかということは、事業を営む個人の業務上のノウハウ等の内部情報であり、開示すると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は全体として同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 選定委員会の委員の採点及びコメントについて

本件対象文書には、別表のとおり、平成31年度の包括外部監査人の選定のために、平成30年10月23日に開催された選定委員会において、候補者から提出された提案書及びプレゼンテーションを審査の上、審査基準の項目に基づき候補者ごとに行った各委員の採点及びコメントが記載されている。

これらの情報は、当該候補者の提案が各委員から当該項目についてどのように評価されたかを示すものであるから、当該候補者の信用等に係る情報であって、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。

そして、当該項目の中には、上記(1)といったものが含まれており、こうした当該項目についての評価の状況が明らかになれば、上記(1)のとおり、当該候補者について、監査計画のみならず、監査制度についての理解や専門的知識の有無、信頼性や実績といったことについて、どのような評価がなされたのかが明らかになることとなる。そうすると、当該候補者のこれらの情報が開示されることにより、当該候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、コメントの欄における空欄については開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められないことから、同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないことから、開示すべきである。

#### (5) 監査に要する日数について

本件対象文書には、別表のとおり、各候補者から提出された提案書に監査計画の日数及び監査に要する日数が記載されている。

これらの情報は、どの作業にどの程度の日数を使って監査を実施するかという、事業を営む個人の業務上のノウハウ等の内部情報であり、開示すると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は同号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (6) 監査に要する費用の合計及び内訳について

本件対象文書には、別表のとおり、各候補者から提出された提案書に、監査に要する概算費用の合計及び内訳並びに監査に要する費用の概算の総額及び内訳が記載されている。

監査に要する費用の内訳については、どの作業にどの程度の日数、人員及び単価を使って監査を実施するかといったことは、事業を営む個人の業務上のノウハウ等の内部情報であり、開示すると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、当該内訳の個々の金額を合算することによって示される総額の部分については、これを開示したとしても当該個人のノウハウを推測することができるとまでは言えず、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該内訳は同号イに該当し、不開示とすることが妥当であるが、当該費用の合計は同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないことから、開示すべきである。

#### (7) 質疑応答について

本件対象文書には、別表のとおり、質問者である各委員の質問に対して、選定された候補者の回答として監査の作業を行う会議室の場所が記載されている。

当該情報は監査の作業を行う場所であり、ノウハウ、信用等の事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位に関する情報と認められない。

したがって、当該情報は、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められないことから、同号イに該当せず、同号ロに該当するとも認められないことから、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載の各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載の各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 4月24日	諮問書の受付
令和 2年 8月28日	審議
令和 2年 9月30日	審議
令和 2年10月29日	審議

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
1	起案用紙		
2	平成31年度包括外部監査人候補者	選定されなかった候補者の氏名、現職、生年月日、年齢、現住所、資格登録、職歴及びその他 選定された候補者の生年月日、年齢、職歴及びその他	
3	審査結果表	選定されなかった候補者の氏名 審査基準の項目ごとの各委員の採点	
4	選定されなかった候補者の審査表	当該候補者の氏名、審査基準の項目ごとの各委員の採点並びに監査の経験及び実績、各委員のコメント	コメントの欄における空欄
5	選定された候補者の審査表	審査基準の項目ごとの各委員の採点、各委員のコメント	コメントの欄における空欄
6	平成31年度千葉県包括外部監査人選任における提案書	氏名、印影、監査計画の日数、監査に要する概算費用の合計及び内訳並びに監査の経験及び実績	監査に要する概算費用の合計
	身分証明書	証明書番号、氏名、印影、生年月日、登録番号、事務所の郵便番号、所在地及び名称並びに住所	
	宣誓書	氏名及び印影	
	履歴書	振り仮名、氏名、生年月日、住所、事務所（所属法人）の名称、事務所（所属法人）の住所、資格の登録年月日及び登録番号、職歴、公共団体、公益法人等に係る監査等の実績並びに公共団体の出資している法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況	

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
----	-----------	-------	---------

6	補助者一覧	補助者の資格、氏名、事務所名、住所、電話、ファックス、経歴等及び登録番号	
	補助者の履歴等	振り仮名、氏名、生年月日、住所、事務所（所属法人）の名称、事務所（所属法人）の住所、資格の名称、登録年月日及び登録番号、職歴、公共団体、公益法人等に係る監査等の実績並びに公共団体の出資している法人の監査役又は監事、公共団体の附属機関の委員、行政委員会の委員への就任状況	
7	包括外部監査提案書	提案者の連絡先である電話番号及びメールアドレス 補助者の所属 提案者の経歴、監査の経験及び実績 補助者の資格、氏名、経歴、所属、監査の経験及び実績並びに居住地 監査に要する日数 監査に要する費用の概算の総額及び内訳	監査に要する費用の概算の総額
	登録証明書	生年月日	
	宣誓書		
	履歴書	生年月日、年齢、電話番号、写真、最終学歴、主な職歴、主な業務経歴、主な業務履歴及び包括外部監査実績詳細	
8	選定されなかった候補者の質疑応答	当該候補者の氏名	
9	選定された候補者の質疑応答	会議室の場所	会議室の場所
番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分

10	外部監査人選定委員会次第	選定されなかった候補者の氏名	
11	外部監査人選定委員会設置要綱		
12	包括外部監査人選定要領		
13	地方自治法第252条の36		

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳織	弁護士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)